

令和6年度 第1回 日野市子どもの貧困対策推進委員会・庁内連絡会
(対面開催)

- 日 時：令和6年7月24日(水)14時00分より
- 場 所：防災情報センター 災害対策本部室
- 出席委員：福田委員長、小田川副委員長、平田委員、星野委員、藤浪委員、
阿部委員、岩谷委員、中村委員、和田委員、千葉委員、
村田委員、中田委員、萩原委員【13名】
- 欠席者：【0名】
- 事務局：波戸副市長、簗野センター長、地下副主幹、小林係長、秋山係長、
青木、古城
- 庁内連絡会：西山企画経営課長、仲田平和と人権課長、松田福祉政策課長、
綿貫生活福祉課長、高尾健康課長、飯倉子育て課長、木暮保育課長、
熊澤子ども家庭支援センター長、高原発達・教育支援課長、
前田教育部統括指導主事、釜堀庶務課長、成澤学務課長、
須崎生涯学習課長
- 欠席者：西垣納税課長、浅川都市計画課長、中村産業振興課長、
坪田教育指導課主幹、【4名】

【配布資料】

- 資料 1 日野市子どもの貧困対策推進委員会 委員名簿
日野市子どもの貧困対策庁内連絡会 委員名簿
- 資料 2-1 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 全文(未施行)
- 資料 2-2 新旧対照表
- 資料 2-3 改正のポイント
- 資料 3-1 基本方針に関する事業進捗状況管理表
- 資料 3-2① 子どもなんでも相談 開始後の状況報告(速報値)
- 資料 3-2② 中高生世代スペース 現状
- 資料 3-2③ 子どもなんでも相談 チラシ(参考)
- 資料 3-2④ 中高生世代スペース チラシ案(参考) ※訂正 網掛け部削除
- 資料 3-3① 子どもオンブズパーソン制度及びヤングケアラー支援事業の取組状況等
について
- 資料 3-3② ヤングケアラー支援のための基本的な考え方(参考)
- 資料 3-3③ ヤングケアラー・コーディネーター チラシ(参考)
- 資料 3-4① 「みらいと高幡」について
- 資料 3-4② 「みらいと高幡」オープン周知用チラシ(参考)

資料 3-4③ 養育費確保サポート事業 令和5年度実施状況について

資料 3-4④ たきあいあいの現状について

資料 4-1 子ども向けリーフレット配布状況及び改訂について

資料 4-2① 子ども向けリーフレット第2版（小学生向け）

資料 4-2② 子ども向けリーフレット第2版（中学生向け）

資料 4-2③ 子ども向けリーフレット第2版（高校生世代向け）

資料 5-1 子どもの貧困対策通信（仮）Vol.1～2

資料 5-2 令和6年度子どもの貧困対策職員研修（案）

当日配布資料

資料 2-4 子どもの貧困対策法改正に関する提言書

「知ってる？ヤングケアラー」リーフレット【福祉政策課】

「ひとりでなやまないで話してみよう」カード【福祉政策課】

開会

【事務局：簗野】

定刻になりましたので、ただいまより、令和6年度 第1回 日野市子どもの貧困対策推進委員会および庁内連絡会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。委員長に引き継ぐまでの間、進行をさせていただきます。セーフティネットコールセンター長の簗野でございます。

なお、本日このような天候ですので、空調にて温度調節はしておりますが、暑い、寒い等ございましたら遠慮なく申し出てください。

以降着座にて失礼いたします。

それでははじめに、配布資料の確認を行います。資料につきましては、推進委員の皆さまには事前にメールアドレスへのデータ送付、又は郵送での紙資料の配布。

庁内連絡会の皆さまには庁内掲示板内スペースにてデータでの配布とさせていただきます。

また、本日は追加資料がございます。

追加資料2-4を、推進委員の皆様には机上配布、庁内連絡会の皆様にはスペースにてデータの配布をさせていただきます。

また、「知ってる？ヤングケアラー」のリーフレットと「ひとりでなやまないで話してみよう」と記載のあります、子どもオンブズパーソン制度のカードも追加資料となっておりますが、こちらはすべての方へ机上配布としております。

では、資料内容の確認に移ります。

本日大変資料が多くなっておりますので、順次確認の方よろしく申し上げます。

・まず本日の次第。

- ・資料1 日野市子どもの貧困対策推進委員会 委員名簿
日野市子どもの貧困対策庁内連絡会 委員名簿
- ・資料2-1 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律全文（未施行）
- ・資料2-2 新旧対照表
- ・資料2-3 改正のポイント
- ・資料3-1 基本方針に関する事業進捗状況管理表
- ・資料3-2①子どもなんでも相談 開始後の状況報告（速報値）
- ・資料3-2②中高生世代スペース 現状
- ・資料3-2③子どもなんでも相談 チラシ（参考）
- ・資料3-2④中高生世代スペース チラシ案（参考）※訂正 網掛け部削除
- ・資料3-3①子どもオンブズパーソン制度及びヤングケアラー支援事業の取組状況等について
- ・資料3-3②ヤングケアラー支援のための基本的な考え方（参考）
- ・資料3-3③ヤングケアラー・コーディネーター チラシ（参考）
- ・資料3-4①「みらいと高幡」について
- ・資料3-4②「みらいと高幡」オープン周知用チラシ（参考）
- ・資料3-4③養育費確保サポート事業 令和5年度実施状況について
- ・資料3-4④たきあいの現状について
- ・資料4-1 子ども向けリーフレット配布状況及び改訂について
- ・資料4-2①～③子ども向けリーフレット第2版
- ・資料5-1 子どもの貧困対策通信（仮）Vol.1～2
- ・資料5-2 令和6年度子どもの貧困対策職員研修（案）

以上のものに加えて、最初にご説明させていただきました追加配布資料が3点となっております。

大変資料が多くなっております。

欠けている資料もしくは乱丁等がございますでしょうか。

不足や乱丁等がございましたら、挙手にてお知らせください。担当がお席に伺います。

よろしいでしょうか。

続きまして本日の欠席者の報告です。

本日は欠席者がございますが、中田委員より業務都合により遅れる旨のご連絡をいただいております。

また、本日の会議は、「日野市子どもの貧困対策庁内連絡会」委員も出席しておりまして、産業振興課長、納税課長、都市計画課長、教育指導課主幹は欠席のご連絡を、学務課長は業務都合により少し遅れる旨の連絡をいただいております。

また、業務の都合で、発達・教育支援課長、子ども家庭支援センター長、福祉政策課長、

企画経営課長につきましては途中退席をさせていただきます。予めご了承ください。

本日の推進委員の出席は 13 名で、委員の過半数を超えておりますので、「日野市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱」第 6 条 3 項により本日の委員会は成立となります。

また、本日もこれまで同様 UD トークを活用して会議録作成にあたっております。

機械の都合上、マイクの電源については、発言時のみ電源を入れていただき、使用しない際は電源をお切りいただきますようお願いいたします。

なお、本日は副市長が出席させていただいております。

本年度の初めての委員会でございますので、副市長より皆様に一言ご挨拶申し上げます。

【波戸副市長】

皆さんこんにちは副市長の波戸でございます。

本日はお昼、すごく嵐の様なお天気でしたけれども、この暑い中、また足元の悪い中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

この委員会では本当に毎回毎回、とても密度の濃い議論をしていただきまして、改めて今日の資料の中にも入っている「子どもの味方スペース」。

振り返ってみると、ちょうど昨年の今頃、やはり夏休みを迎える前に子どもたちが夏休みここで過ごしたらいいのか、そんなガイドを届けたいという思いで皆さんとここで議論したのをとてもよく覚えているところです。

ぜひ今期につきましても引き続き現場の声をお聞かせいただきたいと思っておりますし、日野市の子どものためにより良い支援をこの協議会で作っていければなというふうに思っております。

またこちら本日の資料の中にも入っておりますが、子どもの貧困対策法が改正をされました。

この内容を見てみますと、妊娠期からの切れ目のない支援であったり、子どもの権利の尊重であったり、また養育費の履行確保の支援であったり、これまで日野市が進めてきた取り組みと一致するものがとても多いなというのが私の感想です。

本当に手前味噌ではありますが、国に先駆けた取り組みが日野の中で行われていたんだなということを改めて今回の法の改正案を見て思ったところでございます。

それも皆様方のおかげかなというふうに思っておりますので、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

また今年度、日野市は本当にたくさんの子育ての取り組みを新たにスタートいたします。

まず「みらいく」が5月にオープンをしました。

またそれに合わせて「子ども何でも相談」という事業もしております。

また子どもオンブズパーソン制度も始めました。

ヤングケアラーのコーディネーターの設置もしました。

そして医療的ケア児の支援体制も充実をさせ、コーディネーターを設置することとしております。

今日の資料にいろいろ情報提供しておりますが、中高生のスペースにつきましても「みらいく」内に設置し、これまで以上の一段進んだ取り組みを行っていきます。

高幡不動では「みらいと高幡」を新たに引きこもりの方を受け入れる機能を付加して設置をされております。

このように、また子どもに対する支援が、大きく一步前進した年かなというふうに思っております。今日はこの中で一つ皆様方に共有をさせていただきたいことというのがあります。で、「子どもなんでも相談」なのですが、実はこの「何でも相談」できるだけ相談をしやすい仕組みにしたいという思いを込めて、子どもたちが学校で使っている端末から相談ができるようにしました。その結果どうなったかといいますと、相談の約7割が学校で使っている端末からの相談となっております。日野市は、たくさんの相談窓口を持っているのですが、やはりこういう相談というのは、使って欲しい人にちゃんと届けて、また使って欲しい人がアクセスしやすい仕組みと一緒に提供することが大事なんだと、改めて今回の事業を実施をしながら思ったところですので共有をさせていただきました。

ぜひ、今年も皆様からご意見をたくさんいただきまして、日野市の子どもの貧困対策をしつかりと進めていきたいというふうに思っておりますので、引き続きご協力のほどよろしく願いいたします。

【事務局：簗野】

それでは、ここからの議事進行は福田委員長をお願いいたします。

【福田委員長】

それでは令和6年度第1回という事で司会進行を務めます、委員長の福田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

スムーズな議事進行にどうぞご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、早速次第に沿って進めてまいります。

はじめに、傍聴についてですが、傍聴希望は今回ございませんでした。

それでは、次第1「委員紹介」に進みます。

事務局、お願いいたします。

次第1：委員紹介

資料 1 日野市子どもの貧困対策推進委員会 委員名簿
 日野市子どもの貧困対策庁内連絡会 委員名簿

【事務局：簗野】

事務局簗野でございます。

次第1、推進委員会委員のご紹介です。詳細は資料1の1枚目「日野市子どもの貧困対策推進委員会 委員名簿」をご覧ください。

小中学校の代表者2名と市職員3名につきまして、委員の変更がございましたのでご報告させていただきます。

中学校の代表者につきましては、

市立日野第三中学校校長 川島委員から市立日野第一中学校校長 和田委員へ、

小学校の代表者につきましては、

市立日野第七小学校校長 大西委員から市立南平小学校校長 千葉委員へ変更となっております。

続いて、市職員につきましては、

子ども部長が中田委員から村田委員へ、

教育部長が村田委員から中田委員へ、

健康福祉部長が山下委員から萩原委員へ変更となっております。

なお委嘱状につきましては、机上配布とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

新しい推進委員の方もいらっしゃると思いますので、改めて推進委員の皆様一言ずつの自己紹介をお願いしたいと思います。大変恐縮でございますが、時間の都合によりご所属とお名前をお願いいたします。

【千葉委員】

南平小学校校長の千葉智弘と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員】

日野第一中学校校長の和田と申します。よろしくお願いいたします。

【萩原委員】

4月より健康福祉部長に着任いたしました萩原と申します。よろしくお願いいたします。

【村田委員】

同じく4月より子ども部長に着任いたしました村田と申します。よろしくお願いいたします。

【阿部委員】

ほっとも高幡管理者をさせていただきます阿部智子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩谷委員】

障害者支援施設多摩療護園園長の岩谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【平田委員】

市民委員の平田康代と申します。私は今子ども食堂のおむすびキッチンの代表を務めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【星野委員】

公募市民委員の星野と申します。よろしくお願いいたします。

【藤浪委員】

公募市民委員の藤浪里香と申します

【中村委員】

日野市民生児童委員から西部地区会長をしております、中村と申します。

よろしくお願いいたします。

【事務局：簗野】

皆様ありがとうございました。

また本日は、「日野市子どもの貧困対策庁内連絡会」委員も出席しております。

資料1、2枚目の 庁内連絡会委員名簿をご覧ください。

本日欠席の委員もおりますが、庁内連絡会の皆様も自己紹介をお願いいたします。

それでは平和と人権課長よりマイクを回しますのご所属と名前をお願いいたします。

【庁内連絡会：仲田委員】

平和と人権課長の仲田でございます。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：綿貫委員】

生活福祉課長の綿貫でございます。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：飯倉委員】

子育て課長の飯倉でございます。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：木暮委員】

保育課長の木暮でございます。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：釜堀委員】

教育部庶務課長の釜堀です。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：西山委員】

企画経営課長の西山でございます。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：高原委員】

発達・教育支援課長の高原です。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：松田委員】

福祉政策課長の松田と申します。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：熊澤委員】

子ども家庭支援センター長の熊澤です。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：高尾委員】

健康課長の高尾と申します。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：須崎委員】

生涯学習課長の須崎です。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：成澤委員】

学務課長の成澤と申します。よろしくお願いいたします。

【庁内連絡会：前田委員】

統括指導主事の前田でございます。よろしくお願いいたします。

【小田川副委員長】

子どもの貧困対策推進委員会の副委員長を仰せつかっております、東京都立大学非常勤講師客員研究員の小田川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【中田委員】

教育部長の中田でございます。

前の会議が押ししておりまして遅くなりまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：簗野】

皆さまどうもありがとうございました。今年度このメンバーでどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして改めてにはなりますが事務局の紹介をさせていただきます。

改めまして私セーフティネットコールセンター長の簗野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：地下】

セーフティネットコールセンター副主幹兼セーフティネット係長の地下と申します。

【事務局：秋山】

ひとり親相談係の係長の秋山です。よろしくお願いいたします。

【事務局：小林】

自立支援係長の小林と申します。

【事務局：青木】

セーフティネット係の青木と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局：古城】

同じくセーフティネット係の古城と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局：簗野】

なお、本日の推進委員会の中で連絡会の皆様の担当に係るご質問等につきましては、各連絡会の皆様のご対応等ご協力をお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【福田委員長】

次第1自己紹介については以上に致しまして、続きまして次第の2に移りたいと思います。

次第2「子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正について」に進みます。

事務局、よろしくお願いいたします。

次第2「子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正について」

資料	2-1	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 全文（未施行）
資料	2-2	新旧対照表
資料	2-3	改正のポイント
資料	2-4	子どもの貧困対策法改正に関する提言書

【事務局：青木】

事務局 青木でございます。

次第2子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正について御報告いたします。

資料は2-1、2-2、2-3と本日追加配付の資料2-4をご用意ください。

基本的には資料2-3に沿って説明をいたしますので、2-3をお手元に置いていただき、その他の資料は、参考資料としていただきまして本会議終了後は基本方針の冊子に挟むなどしてご保管いただければと思います。

それではまず、改めてにはなりますが、本法律の成立の変遷および改正の背景について説明させていただきます。

本法律は、平成25年の第183回国会に議員立法の法律案として提案され、衆参両院の全ての政党の賛成のもとに、同じく平成25年6月19日に成立しました。

その後、同年6月26日に公布、翌平成26年1月17日に施行となりました。

当初より5年ごとの見直しを必要としており、平成31年(令和元年)に最初の法改正が行われました。

この改正では、こども基本法成立に先駆けて子どもの権利が基本理念に掲げられ、全ての子どもたちの現在、および将来を保障すると明記されました。

その後令和4年には見直しの時期ではないのですが、こども基本法の成立に伴い、本法律の一部が改正されました。

そして令和6年、本年は平成31年の法改正から5年経つ見直しの年です。

近年の日本においては、感染症の流行や物価上昇に伴い、子どもを取り巻く社会情勢はより一層深刻な状況となっています。

そこで今年の3月に、あすのば、キッズドア、しんぐるまざあず・ふぉーらむ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、ラーニングフォーオールという5つの団体が、超党派の「子どもの貧困対策推進議員連盟」へ法改正の共同提言をしました。

提言については追加配布資料2-4を参照して頂ければと思います。

提言の中の大きなポイントとしては、こども大綱に沿って法律名も【子どもの貧困対策の推進に関する法律】から、【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律】とすることで子どもの貧困を解消するという法律の目的をより明確にすること。

※訂正 実際の提言の中では【こどもの貧困対策基本法】への変更。

また、こども基本法の成立に伴い廃止となってしまった、内閣府の「こどもの貧困対策会議」

の再設置や「妊娠期から若者までの切れ目のない支援」、「災害や感染症の大規模流行、物価高騰や社会情勢の急変等の緊急時に包括的かつ早期の支援施策を取ること」も求めています。

これを受けて「子どもの貧困対策推進議員連盟」が議員立法として改正法を提案し、衆・参両議院で可決され、令和6年6月26日に交付となりました。

施行自体は公布日より3カ月以内の予定となっております。

続いて主な改正内容についてご説明させていただきます。

こちらから資料 2-3 の赤字の部分を中心に説明いたしますので、お目通しいただければと思います。

まずは法律の名前および法文中に「解消に向けた」という言葉が入ったことで、より法律の目的が明確になったこと。

続いて、目的や基本理念において、解消すべき「子どもの貧困」を具体化したこと。(養育、教育、医療等)です。

現在の貧困の解消及び将来の貧困の予防を明記したこと。

貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及び、その子どもが大人になるまでの切れ目のない支援を明記したこと。

基本的施策として、貧困の指標にひとり親世帯の養育費受領率が追記。

生活支援の対象は「子どもと保護者」だったものが、「子どもとその家族」に変更され、住居の確保・保健医療サービス利用の支援が追記、保護者の就労支援には雇用の安定が追記等、より広く、具体的なものへと変更されました。

すべてではないものの、提言の内容が大幅に反映される形での改正となりました。

また今回の改正により「子どもの貧困対策に関する大綱」の案を作成するにあたり、「貧困の状況にある子ども等の意見を反映させる。」とした為、今後大綱に改正等があった際には再度ご報告いたします。

事務局からは以上です。

【福田委員長】

事務局から今法律の改正についてのご説明を頂きました。

この改正について資料が多くありますが、要点として赤字で示されたと事を中心に説明がりましたが、何かご質問等ございますでしょうか？

(質問なし)

この改正された法律についてはまた時間のごございます時に、ぜひ本日の資料、法文等に目を通していただいて、「貧困の解消に向けた」というところの趣旨をくみ取って頂ければと思います。

それでは、続きまして、次第の3に移りたいと思います。

次第の3「第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針に係る事業進捗等についての報告に進みます。

事務局お願いいたします。

次第3「第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針に関する事業進捗等について」

資料	3-1	基本方針に関する事業進捗状況管理表
資料	3-2①	子どもなんでも相談 開始後の状況報告（速報値）
資料	3-2②	中高生世代スペース 現状
資料	3-2③	子どもなんでも相談 チラシ（参考）
資料	3-2④	中高生世代スペース チラシ案（参考）※訂正 網掛け部削除
資料	3-3①	子どもオンブズパーソン制度及びヤングケアラー支援事業の取組状況等について
資料	3-3②	ヤングケアラー支援のための基本的な考え方（参考）
資料	3-3③	ヤングケアラー・コーディネーター チラシ（参考）
資料	3-4①	「みらいと高幡」について
資料	3-4②	「みらいと高幡」オープン周知用チラシ（参考）
資料	3-4③	養育費確保サポート事業 令和5年度実施状況について
資料	3-4④	たきあいあいの現状について

【事務局：地下】

それでは次第3基本方針に関する事業の進捗について、地下より説明させていただきます。

資料3-1 方針の進捗状況管理表をご覧ください。

本日資料について一部訂正箇所がございます。

2ページ目以降の右上の調査結果の見方を示しております凡例についてでございます。

グレーがかっているところの左端の実施事業の状況というところです。

白色の部分については拡充事業・新規事業が全81事業とありますが、こちらは全61事業の誤りです。

この61事業と、維持継続事業の全20事業を合わせて81事業という事になります。

大変申し訳ありません。

それではまず、私の方から関係する事業のうち動きのあったものを中心に説明させていただきます、その後主要な事業についてトピックとして取り上げ、関係課の課長より説明いただきます。

事業の進捗報告の前に、現在の日野市の子どもの貧困対策の達成度合いを図る指標の現状値についてご説明します。

資料3-1の1ページ目、A4の資料をご覧ください。

令和5年度末時点の子どもの貧困対策の達成度合いを図る指標として、5つの項目を定め

ております。

5つのうち3つは、子どもの貧困対策基本方針を策定するために、定期的を実施する子どもの生活実態調査にて図るもので、こちらは令和7年度に調査を予定しておりますため現状値は入っておりません。

その他の二つ、「生活保護世帯に属する子どもの高校・大学等の進学率」について高校進学率は100%ですが、大学や短大、専門学校等の進学率は令和3年度時点の56.5%と比較して、14%程低下し42.1%となっております。

また、ひとり親の正規就業率は令和4年度の37.8%と比較し、4%増加し41.7%と回復している状況でございます。

それでは2ページ以降、基本方針進捗状況管理表についてご説明いたします。

今回も前回同様、グレーに網掛けしております事業は維持・継続事業で、それ以外は拡充・新規事業です。

毎回、最終年度である令和8年度目標の進捗状況をまとめておりますが、今回は今現在の現状が分かるように、令和5年度の取組内容に対する令和5年度末時点の進捗状況を追加で記載しております。

それではまず2ページ目の<1102>、子どもオンブズパーソン制度の検討につきましては、後程福祉政策課よりご説明頂きます。

次に<1104>個別最適な学びと協働的な学びの推進です。

学習用端末を子どもに配布しているのですが、単に個人で利用する以外に、学習用端末の個々の活用状況を見て苦手な分野を学習アプリで学ばせたり、端末にあるホワイトボード機能を使い、各グループで考えをまとめて、発表してもらうなどのグループワークの手法等、効果的な方法を各学校に助言し、個別最適な学びと協働的な学びを推進しています。

課題としましては、非常勤で勤めております講師が授業準備をするために、端末を自宅に持ち帰ることができるように、今後は制度面での整備が必要と伺っております。

3ページ目に行きます。

<1204>の教員の働き方改革の推進です。

日野市立小中学校における働き方改革推進プランを策定し進めています。令和5年度に見えてきた課題として、前年度同時期と比較して45時間超の時間外勤務となった教員の数は減少傾向ではあるが、基本的な業務が減らない以上、時間外勤務の常態化の解消は難しいとの課題が見えました。引き続き、スクールサポートスタッフや副校長補佐、部活動指導員など、教員の事務負担の軽減を図る必要があります。

続きまして9ページをご覧ください。

<2405>保護者以外の信頼できる大人の見守りがある、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり

後程、子ども家庭支援センター長よりみらいに関する事業、セーフティネットコールセンターよりみらいと高幡や、たきあいあいの事業について詳しくご説明します。

12 ページをお開きください。

<3201>運動施設等の子どもが利用する施設の減免基準の見直し検討です。

企画経営課により、子どもが利用する施設の所管部署及び多摩 26 市に対して、減免制度を取り入れているのかの現状・課題・考え方について調査を実施しました。日野市の施設において、子どもの利用に対し一律的な減免を行うと 1 億 5,000 万円程度の歳入減となり、生活保護世帯に限った場合でも 2,200 万円の歳入減となることがわかりました。今年度は調査結果の精査や意見交換を行い、日野市内の公共施設の手数料等の考え方をまとめた「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」へ考え方を記載するなどの改正を年度内に実施する予定です。

13 ページをお開きください。

<3302>弁護士等と連携した養育費未払い及び離婚調整等の支援強化です。

養育費については、議題 2 でご説明しました「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」でも養育費の確実な確保に向けて、受領率を定める旨が記載されたところです。セーフティネットコールセンターで実施しております養育費確保サポート事業について、後程ご説明いたします。

次に 17 ページをお開きください。

<5303>子ども包括支援センターみらいくにおける総合相談窓口「なんでも相談」、

<5304>ヤングケアラー支援検討会の設置及び支援方針の検討について、後程子ども家庭支援センター長及び福祉政策課長よりご説明させていただきます。

全体としまして、最終年度の令和 8 年度目標に対する進捗状況としまして達成率 70%以上の B 以上が 6 9 事業、令和 5 年度の進捗状況としまして達成率 70%以上の「概ね実施」以上が 7 7 事業となっており、全体を通して子どもの貧困対策が進んできております。

簡単ですが、事務局からの「第 2 期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」に関する事業の進捗状況についての説明は以上となります。

続きまして、関連事業の中でもいくつか抜粋し、主管課よりご説明をいただきます。

まず子ども家庭支援センターより、「子どもなんでも相談および中高生世代スペース」について、ご説明をいただきます。

お手元には資料 3-2 の①～④をご用意ください。

それでは、熊澤課長、お願いいたします。

【庁内連絡会：熊澤委員】

子ども家庭支援センター長の熊澤です。

日頃大変お世話になっております。

資料の 3-2①子どものなんでも相談開始後の状況報告(速報値)6 月 30 日現在というものです。5 月の 27 日から始まりまして、6 月 30 日までの 25 日間、土日なども含まれてしまっておりますけれども、その間の状況をご報告したいと思います。

この相談をやるととにかく良かったなというのが、この相談件数の中の「子ども」の部分、

小学生 15 人、中学生 5 人、不明も 1 人ありますけれども、子どもからの声が直接届く仕組みができたというのは非常にやってよかったなというふうに思っています。

これまで子ども家庭支援センターでも、子どもと家庭の総合相談窓口としてあらゆる相談を受けてきたのですが、そのほとんどは大人からの相談ということでした。

その為内容にもちょっと差が出てきている状態です。その差というのが、まずは 3 の相談内容のところでは子どもからの対人関係というのが一番多い状況です。これは友達との学校での付き合いで悩んでいたり、あとは肩がぶつかって、もしかしたらいじめられてるのかもしれないとか、自分だけなぜか個人的に友達から責められるとか、学校に行きづらくなりましたなんていう声もあったりします。

直接親、学校、その他支援者になかなか言い出せなかった子どもの声が、これからまたどんどん増えてくるかなと思いますけれども、まずは出だしとして子どもから大きく声が聞こえてきているという状況です。2 番の初回の相談の経路というところでいきますと、公立の小学校中学校の生徒には 1 人 1 台端末が配布されておりまして、その Chromebook、それと QR コードというところからの相談が、子どもにおいてはほとんどとなっております。特に Chromebook のところは 76% ということで、その多くが学校のお昼休みであったり、家に持ち帰った夜に相談があったりということもありました。

それに対して大人の方は想定をしていた通りで、相談経路は電話と来所が非常に多く、相談内容は子どもの発達に関することというのが一番多い、という感触を今のところ感じております。

続きまして、資料 3-2 になります。

まず訂正がございます。

資料 3-2④中高生世代スペースのチラシで、(案)というふうなタイトルになっておりますが、これは既に実際に配っているものなので、案ではなくて出来上がっているものとなっております。ただし使い分けをいろいろとしておりまして、子どもたち、中高生が自ら作ったチラシというのも別途ありまして、そういったものを子ども達が配っていたりするようなものもあります。

それでは資料 3-2②中高生世代スペースの現状です。

こちらの事業は、6 月 24 日月曜日からスタートをいたしました。

利用者数が中学生、高校生、約 1 週間で 48 名の報告があり、利用数が 83 件という集計でした。内訳のところ個人スペースと自習スペースと分けられておりますが、結構多く使われております。

ちょうど試験の期間で自習のスペースを非常に求めているという事もあり、満員の日々でのスタートとなりました。フリースペースのところと、個人スペース、自習スペースというところが、ダブルカウントされおりまして、個人スペースにいながらフリースペースに行つてちょっと休憩をしてという形になると、重複してカウントされているという事となります。

資料の中でグラフがありまして、下の方のグラフについて、若干字が潰れてしまってるかもしれないですが、みらいく中高生世代スペースに来た目的をお聞かせください、複数回答可能ですという質問に、上から2番目のところ「自習をしたい」というのが58% 26件で一番多く、あとは1番上の「のんびり過ごしたい」というのと、7番目の「友達と来たい」。おそらく二つ同じように丸をつけてくれたのだらうなと思っておりますが、こういった目的に対応しているのがフリースペースというところだと思います。

また、この中にはちょっと学校に今行けてないんだよね。なんていう声があったりと、悩みながら居場所を求めてきたという子もいらっしゃるようです。

こういった際には高校にも連絡をし、情報共有しながら事業を進めているという状況にもなっております。当然市内の中学校の方にも連絡をさせていただいております。

長くなりましたが子ども家庭支援センターからは以上になります。

ありがとうございました。

【事務局：地下】

ありがとうございました。

続いて福祉政策課より「子どもオンブズパーソン制度及びヤングケアラー支援事業の取組状況等について」についてご説明を頂きます。

お手元には資料3-3の①～③をご用意下さい。

それでは松田課長、お願いいたします。

【庁内連絡会：松田委員】

福祉政策課長の松田です。よろしく申し上げます。

私の方からですね、お手元の資料のまず3-3①、こちらの説明資料に沿ってですね、ご報告の方させていただければと思います。

それとあと参考資料として3-3-②、③。そして本日、机上の方に配布させていただきましたこのカードですね。それと、「知ってる？ヤングケアラー」これについても説明の中で触れさせていただければなと思いますのでよろしく申し上げます。

まず、3-3の①、項番の1、子どもオンブズパーソン事業の令和6年度の取り組み内容ということから説明いたします。

令和6年3月末に子どもオンブズパーソン条例案として、この写真にもあります、坂井隆之先生、そして鳥生尚美先生、この2人を子どもオンブズパーソンとして委嘱することの議案について市議会の方で可決同意をいただきました。

写真の方も掲載させていただきましたので、ぜひこの機会にお顔と名前を覚えていただければと思っております。

その後4月末には市のホームページに子どもオンブズパーソンの専用ページを開設をさせていただきました。

専用ページのQRコードも資料の方に掲載させていただきましたので、後ほどお時間があればぜひホームページの方覗いてみていただくと嬉しいなと思っております。

5月下旬には市内の公立の小・中学校の児童生徒に、先ほどのカードを配布させていただきました。

カードの中には子どもオンブズパーソンもそうですが子どもなんでも相談もご案内するような内容となっておりますので、後ほどまた現物の方をご確認いただければと思っております。

制度創設後の初期の段階ですと、やはり制度を多くの市民に知っていただくことがとても重要なのかなというふうに考えております。

今後はこのカード以外にも様々な方法、媒体を活用しながら、制度そのものと子どもの権利に関する周知啓発を行ってまいりたいというふうに考えているところです。

そして、5月27日からは実際に制度の運用が始まりました。

また6月7日からは、子どもオンブズパーソンによる個別の相談も始まっております。

個別相談は、基本事前予約制となっております、相談日は事前に市のホームページ、あるいは市の広報の方でお知らせをさせていただいておりますので、相談を希望される方は、その相談日の中らご都合の良い日を選んでいただいて、ご予約をいただくと、そういった流れになっております。

予約方法は、電話、e-mail、FAXの他にもこの資料にもあります、予約専用の入力フォームのQRコードからも申し込みしていただくこともできます。

このQRコードは市のホームページや、先ほどの啓発カードの方にも掲載をさせていただいております。

ただ、今現在メンテナンス中の為読み込んでも表示できないようになっておりますので、なるべく早く復旧をしたいと思います。

個別相談をご利用いただく方法以外にも、「子どもなんでも相談」も子どもオンブズパーソンの相談窓口となっておりますのでそちらの方にご相談いただくこともできます。

その際に対応させていただくのが子どもオンブズパーソンではないのですが、専門の相談員が話を伺って、相談の内容が子どもの権利侵害に該当するような場合については本人の同意を得た上で、子どもオンブズパーソンにお繋ぎをするというような流れになっていきます。

7月3日現在の子どもオンブズパーソンへの相談件数は、1件ということになっております。

その下の課題ですが、子どもオンブズパーソンが行う是正勧告等には、やはり法的な拘束力がございません。

ですのでそのような制度の枠組みの中で、子どもオンブズパーソンの職務の実効性をどのようにして担保していくことができるか、そういったことが課題なのかなというふうに考えております。

その為には、まずは市民や関係機関の皆様に対して子どもオンブズパーソンの制度そのものや、子どもの権利を守ることの重要性、そういったものについてご理解を深めていただい

て、子どもオンブズパーソンの職務に積極的にご協力いただけるような、そんな関係作り環境作りをですね、丁寧に進めていく必要があるのかなというふうに考えております。ですのでそのような環境作りの第一歩として、この3のところにあります、令和6年度は啓発活動に重点を置いて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、裏面をご覧ください。

裏面はヤングケアラー支援の令和6年度の取り組み内容です。

3月の末に日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方を策定いたしました。

この基本的な考え方は、資料の3-3の②になります。

内容の詳細については、恐れ入りますがまた後ほどご確認いただければと思いますが、令和6年度以降の市のヤングケアラー支援は、この基本的な考え方に沿って取り組みを進めてまいります。

4月1日からはこの基本的な考え方に基づく具体的な取り組みと致しまして、ヤングケアラーコーディネーターの配置とヤングケアラー専用の相談窓口を開設いたしました。

いずれも市内の社会福祉法人に市が業務を委託する形での実施となっております。

詳細はこのコーディネーターの周知チラシということで、資料の3-3の③こちらを後ほどご確認いただければと思っております。

4月から6月までの、今申し上げたコーディネーター、その3ヶ月間の活動実績につきましては資料4の通りということになっておりますが、ちょっと主なトピックスを申し上げますと4月はやはり事業開始直後ということがありましたので、相談対応件数、延べ件数は6件ということでした。

やはりそのヤングケアラーに関する相談は、窓口を作って待っていれば来るというものではないのかなというふうに考えております。

ですので、4月はまずはコーディネーターが積極的にその児童館であるとか、あとはほっともなどの子どもたちが多く集まる場所を訪問させていただいたりとか、あとは校長会、保育園の園長会、民生委員の会長会、そういった様々な会議の場にお邪魔をさせていただいて、ヤングケアラー支援事業のご紹介と、ヤングケアラーコーディネーターの自己紹介をしていただいたところでございます。

そういった関係機関への訪問であるとか、事業紹介については現在も継続して実施をさせていただいているところでございます。

5月の相談対応件数につきましては33件ということで、4月に比べて大幅に増えました。増えた要因としては、やはりその地道な訪問活動による効果が大きかったのかなというふうに考えているところでございます。

当事者からの新規のご相談も、専用の窓口の方へ1件ございました。

本人と面談することもできております。

6月の相談件数は10件ということで、5月に比べると減少してしまいました。

減少の要因の一つとして考えられるのは、6月に訪問した関係機関の訪問先の反応がですね、5月に訪問した関係機関の反応と比べると、ちょっと少なかったというふうにコーディネーターの方から伺っております。

つまり、ヤングケアラーに対するその認識や関心が、関係機関ごとでやはりまだまだ差があって、そのような意識が高いか低いかによって、例えば訪問時に得られるヤングケアラーに関する情報の量が多かったり少なかったりということがあるようです。

そのようなことからやはりヤングケアラーの認知度を高めていくための取り組みの重要性というのが改めて浮き彫りになったのかなというふうに、取り組みを通じて感じたところでございます。

6月の13日には新たな取り組みとして、日野市市立病院の職員向けの研修を開催いたしました。

今年度中には市の職員向けの研修も順次実施していく予定でございます。

最後にヤングケアラー事業の課題と今後の取り組みについてです。

先ほど申しあげました通り、ヤングケアラーの認知度はまだまだ低いと感じておりますので、やはり効果的な周知啓発を継続的に実施していく必要があるのかなというふうに考えております。

当日の資料としてお配りさせていただきましたお手元の「知ってる？ヤングケアラー」

このリーフレットは子ども向けの啓発のリーフレットということで、実は今週月曜日に出上がったばかりのものとなっております。

こういったものをですね積極的に活用しながら、令和6年度は大人と子どもそれぞれに対するヤングケアラーの啓発活動を重点的に行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

長くなりましたが説明は以上です。

【事務局：地下】

松田課長ありがとうございました。

続いて、セーフティネットコールセンターより、「みらいと高幡、養育費確保サポート事業、たきあいあい」についてです。

事務局より説明いたします。

【事務局：小林】

事務局小林でございます。

まずは「みらいと高幡」についてご説明させていただきます。

資料3-4①、3-4②を合わせてご確認ください。

主に資料3-4①に沿って説明をさせていただきます。

これまで生活困窮者自立支援法に基づき、様々な課題を複合的に抱える方々の包括的な相談支援窓口、そして平成27年度より暮らしの自立相談支援窓口「みらいと」として、セーフティネットコールセンターと多摩平のサテライトセンターの2ヶ所において、生活の様々

な困りごとに対応して相談を受けてきました。みらいと高幡は今年度、令和 6 年度において新たに 3ヶ所目となる「みらいと」として高幡地区に開設をしたものでございます。

みらいと高幡ではこれまで同様の相談窓口に加えて、家以外に安心できる場を求める子どもから大人までを対象にした居場所スペースを併設しておりまして、悩み事などをより抵抗なく話すことができる環境作りや、ひきこもり、孤立・孤独の解消など生活支援の更なる強化を図っていくということでございます。

施設の概要といたしましては 6 月 3 日月曜日にオープンいたしまして、場所は高幡橋のすぐそばの、高幡不動尊寄りの坂の下あたりに開設しております。

施設の主な特徴といたしましては、地域包括支援センターあさかわと、ほっとも高幡と同じ建物にあり、相談機能と居場所機能としてみらいと高幡をオープンしております。

また、室内にはカフェコーナーが設置されておりまして、お菓子や軽食も用意をされております。

6 月 3 日のオープンより、6 月の利用実績といたしましては居場所利用が 131 件。具体的な相談としてはまだ 6 件ではございましたが今後相談も増えていくことが見込まれております。

参考としてですね資料 3-4②をご確認ください。

こちらがオープンにあたって作ったチラシでございます。

月曜日シニアの日、木曜子育てママの日など、ジャンルを分けて表示しておりますが、あくまで相談に来られた方、居場所を求めて来られた方を省く性質は全くございませんので、こういった方が来ていただいても基本的には全ての日で受け入れるというところでございます。

またお昼の持参も可としておりますので、ランチスペースとしてもご利用いただいたり、子どもが遊ぶスペースについてもご用意がございます。

今までは、市役所ですとかサテライトセンターは、あくまで相談の窓口という性質が非常に強かったところでございますけれども、この居場所としてご利用いただいた方の何気ない会話やコミュニケーションから、問題を洗い出して相談化していく、相談が内容を未然に防げたり、事前に対応できるということが今後期待されている施設でございます。

皆様の関わられている方で、居場所を求めている方ですとか、相談が必要そうな方、何かハードルを感じているような方がいらっしゃるようであれば、今後も我々のこの三つの窓口に積極的にお繋ぎいただければと思います。

私の方からは以上です。

【事務局：秋山】

続いて事務局の秋山よりご説明させていただきます。

資料 3-4③の養育費確保サポート事業について、資料の方をご覧ください。

こちらの事業は、日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の、基本的な方向性 3「子どもにかかる経済的負担の軽減」施策項目 3 の「家庭の自立に向けた支援の充実」の事業としま

して、令和5年度より新規に開始したものです。

事業導入の背景としましては、令和2年度に実施しました子どもの生活実態調査にて、ひとり親家庭全体の約3分の2が養育費を受け取っていないという結果が出ました。

ひとり親家庭の安定した生活や子どもの成長を支えるための養育費について、取り決めをしないまま離婚される方や、取り決めはしたものの、その後養育費の支払いが止まってしまい、どうしていいかわからないという方が多くいらっしゃる実態が見えてきました。

そのため、養育費確保サポート事業として二つの事業を実施させていただきました。

一つ目は、①にございます無料弁護士相談です。

毎月第2土曜日、第3木曜日の2回実施をし、1回につき相談時間45分を3枠用意しております。

相談を受ける弁護士は、離婚や養育費についての専門知識や、経験豊富な方に依頼をしております。

またこちらの弁護士相談の特徴としましては、ひとり親の方が仕事や育児の都合をつけて相談しやすいよう、土曜日に相談日を設定したり、忙しい中來庁して面談が難しい方でも利用できるよう、電話やウェブでの相談も可能としております。

また、弁護士相談に繋げるだけでなく、ひとり親相談系の母子父子自立支援員が、弁護士相談前から状況を聞き取り、弁護士相談後も必要に応じて支援をさせていただくなど、弁護士とも連携して支援をしております。

事業実施初年度の令和5年度につきましては、再相談の方も含めまして延べ59件の利用実績となりました。

二つ目の事業ですけれども、②の養育費確保支援補助金でございます。

補助金の内容としましては、公証役場にて養育費の取り決めについて公正証書を作成するための手数料や、家庭裁判所にて養育費についての調停や裁判を行った際の手数料等の費用負担を軽減するために、上限2万5000円とし実費を補助するものです。

令和5年度の申請件数は、公正証書については6件、調停につきましては2件の実績となりました。今後もより良い事業になるように検討してまいりたいと思います。

以上で養育費確保サポート事業の説明は終わらせていただきます。

【事務局：地下】

最後にたきあいあいについてご説明させていただきます。

長くなっておりますので、簡単にご説明させていただきます。

資料3-4④「たきあいあい」の現状について、をご覧ください。

こちら「たきあいあい」、正式名称はツクルイエ「たきあいあい」です。

このツクルイエというのはですね、地域の市民の皆様と一緒にこの居場所をツクっていくという思いを込めたものでございます。

ツクルイエたきあいあいは、令和4年8月末に開設しました。

西平山地域にある空き家を使って、居場所作りを行っております。

こちらは日野市生活困窮者自立相談支援事業に基づき、経済、健康、家庭問題等様々な問題を抱えた方を対象とした支援の一つ、ひきこもりと生きづらさを抱えた方の居場所ということで事業をスタートさせました。

ひきこもり当事者の定期的な場所に加え、地域の課題やニーズに合った市民主体の居場所としての活用が進んできております。

こちらについて、特に子どもが安心して過ごすことのできる場所としての利用も広がってきておりますので、主要な活動をご紹介します。

場所や建物の様子は写真をご覧ください。

畑等もありまして、こういった畑を使ったプログラムなどを提供しているものとなります。今現在ですね、我々市が主体となり委託している事業者が行うもの以外に、定期開催の活動として市民の方々が開いてくださっているもの、まずは朝食子ども食堂おむすびころりんです。

こちらは毎月第1、第3水曜日に行っているものでして、無料塾のかめひろばさんが開催しております。

かめひろばの代表の方がこの西平山地域にもこういった子ども食堂、特に朝食を提供できる場所を作りたいということで開いてくださったものとなります。

特徴的なのは、学校の登校時間の前に朝食を食べられないお子さんに対して朝食を提供していること。

それだけではなく、子どもたちが学校に行った後に地域の方々がこちらに集まって、運営するメンバーの方々と交流の場となっているとのことです。

毎回30名ほどのお子さんが来てくださっていると伺っています。

裏面をご覧ください。

こちらは不登校や行き渋りの子と親御さんの交流スペースでMYBASEというものです。

こちらは毎月第2第4木曜日の午前中開催しております。

大体3、4組の親子の方が来てくださっていて、手芸やゲームなど、子どもたちは思い思いに過ごすことができっております。

またこの一つの居場所を空き家を使ってやるメリットとしては、ここに来ている不登校の子が別の曜日に来ているひきこもりの若者と、掲示板を使って交流をし始めるなど、新たな展開が始まっているというところにもあります。

そして親御さんに関しましては、不登校のお子さんを持つととても不安でいらっしゃるといふ親御さんが多くてですね、この場を使って子供の今後について進路をどうしたらいいのかというような情報交換や、また9月には子ども以外の大人だけが集まって、何かイベントをしようというようなことも今後考えているというふうに伺っております。

次に浅川リバーハウスです。

こちらは毎月第3木曜日午前から午後にかけてやっているもので、西平山の市民の方が、子どもから高齢者まで集う多世代の居場所というところでオープンして下さっているもの

でして、高齢者の方の役割と仕事を作るということをコンセプトにしています。

例えば資料の中段右上に修理相談という看板の写真がありますが、こちらは元々機械のエンジニアだった男性が修理相談に乗ったりするというもので、そういった生きがいを引き出すような場となっております。

また、市の高齢福祉課や地域包括支援センターとも連携し、認知症の方が集えるような場、オレンジ広場という場としての位置づけでの展開も進めているところです。

最後にその他というところで、方針にも位置付けております「空き家等を活用した無料の自習スペースの提供」です。自習スペースではないのですが、今市内で無料塾として子どもへの学習支援を行ってくださってるすみれ塾さんが、7月20日と21日にまたがって勉強合宿として利用してくださいました。

様子を聞きますと6人ほど集まりまして、中学校3年生のこれから受験に向かって頑張っていくというようなところで、この場所を使って集中して勉強に取り組めたということや、また今後受験に向けて本格化していく中で、気持ちを切り替えて臨むことができたというふうな話を伺っております。

大変長くなりましたが事務局からの第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針に係る事業の進捗報告については以上となります。

【福田委員長】

大変膨大な情報量でしたけれども、要件をまとめて、絞ってご報告いただきました。

ありがとうございました。

事業の進捗については着実に堅実に進んでいるということがおわかりいただけたと思います。

そしてさらに関連する事業に関してはかなり詳しく説明をいただきました。

この次第3について何かご質問ございますでしょうか。

少し質問の時間をとりたいと思います。

【平田委員】

養育費確保サポート事業の1の無料弁護士相談の部分に関わることなのですが、今私のところに相談に来られている方と、先日偶然スーパーでお会いしました。その方は子どもを連れて家を出て8カ月ほどたつのですが、夫の方の拒否で離婚がなかなか成立せず、「平田さんもう何も買えなくなっちゃった」と、母子家庭にもなれずお金が何も入らないので1人でパートをしながら生活していて、今日は売り出しの冷やし中華を二袋買う、と私に見せてくれました。ひとり親家庭という枠の中で、離婚が成立してしっかりと母子になった家庭と、離婚が成立せず何の支援も受けられない家庭があり、後者の場合どうしてあげたらいいのかなというところで私が今ちょっと悩んでいることなので、この機会にもし何かあれば教えていただければなと思います。

【事務局：秋山】

ありがとうございました。

私どもは弁護士相談に繋ぐだけではなく、母子父子自立支援員の方で、離婚前の方、離婚でどうなるのかわからない状況の方のご相談も受けておりまして、その中で経済的な部分ですとか、住宅にお困りの方は住宅の支援ですとか、就労先を検討するとかということもしております。私どもセーフティネットコールセンターのひとり親相談係の方に相談に来ていただければ、総合的にこちらの方で相談を受けて、必要に応じて弁護士の方にお繋ぎするといったこともできますので、ぜひそういう方は私どもの方にお繋ぎいただければと思います。

【事務局：小林】

自立支援係からも少し説明させていただきます。

今のお話の中でご離婚に関するご相談ということではありましたが、実際にはお食事に困られているだとか、経済的に困窮をしているということであれば、離婚に関するご相談ももちろんそんなですけれども、今日の前の生活の支援ということで、同じくセーフティネットコールセンターに自立支援係というものがございまして、やはりもう今すぐにでもお越しいただいて、もちろん電話相談でも結構なのですが、ぜひぜひご相談をいただければと思いますので、セーフティネットコールセンターへご紹介いただければと思います。

【福田委員長】

ほかにご質問、ご意見ある方はいらっしゃいますか。

【和田委員】

日野第一中学校の校長の和田と申します。

初めての参加の為、基本的なところを教えていただければと思います。

今のところが、基本方針に関する事業の進捗状況等についてという事で、基本の方向性というのがここに入るのかとおもうのですが、先ほど説明がありました教育指導課の方にある管理番号<1104>。この事業が、個別最適な学びと協働的な学びの推進を行うとなっておりますが、これと子どもの貧困の関係がいまわかりづらい。

貧困のためにこういうことを学校でやるべきだという事を今初めて知ったもので。

この事業と子どもの貧困の関係がしっかり理解できれば、学校でも進めていきやすいと思います。勉強不足で申し訳ないですが、この基本方針の冊子の80ページに学校授業の理解っていうがあるので、多分これに基づいたものなのかなとは思っているのですが、これで言うと困窮層の中学校2年生の29.8%という数値があり、約30%の生徒が授業があまりわからなかった。ということでその数値を下げるのが目的だと思うが、この個別最適な学びと協働的な学びをやることによりそれが直接的に下がるとは思わない。

結局、この取り組んだことに関しても取り組みについての進捗、本来この数値がどのぐらい下がったかというのが進捗状況として出てくるのかなと思っていたのですが、ちょっと違った。数値とは関係のない事業のみの進捗報告であったなと感じました。

なので市民の方へもその説明でいいのかなという風に感じました。

もう一つは、例えば何かの件数を増やした等のご報告があって、ヤングケアラー支援や、窓

口件数が増えてきたのはいいと思いますが、私として聞きたいのは、おそらく課題があって、ヤングケアラーがすごく多かったから支援事業や窓口を増やしたいということだと思うので、相談をした結果そういう方々がどれぐらい救えたかとか、どれぐらい件数が減ったのかという事。少なくともこういう事例があって、相談後こういう支援を行いこうなった、という実質的にどれぐらい貧困で困っている方々の状況がよくなったか等の説明があればすごくわかりやすかったかなと思った。

以上が私の中では少しわかりづらかったかなという点でした。

【福田委員長】

ご質問ありがとうございました。

このことについて事務局よりお願いします。

【事務局：簗野】

まず考え方として個別の指標の作り方もそうなのですが、貧困については絶対的貧困と相対的貧困という考え方があります。ここでは相対的貧困を基としております。いわゆる一般的な子どもたちができることが欠如しているということを目指します。それに関する施策を全て関連付けていったものが、基本的な方針にぶら下がる各個別の事業になってきてますので、その中でヤングケアラーも学びの部分もそうなのですが、しっかり学力をつけていくことによって将来の可能性が選択できるようになったり、例えば【ヤングケアラー＝貧困】という関係では直接的にはないのですが、ヤングケアラーであるがゆえに通常体験できる機会であるとか、勉強時間が削られるということであれば、当然それが自己肯定感の低下に繋がり、将来に対する希望が希薄になっていくと、当然に就職にも結び付きそれが経済的自立を阻害するものにも繋がっていく。

このようなスパイラルを断ち切っていくという視点から、それを全て方針の中で施策と関連付けをして成り立っているのが、この例として挙げていただいた二点になっています。

特にこの個別最適な学びと協働的な学びの推進については前回、多くの議論をいただいたところで、第1期の際には学力の面の指標がとても絞られた、限定的な形になっていたかと思いますが、そこで第2期では少し学びというものに幅を持たせて、通常皆さんが学べる環境を全ての子どもへ整えるという視点で、この一つの指標を作られて、施策に結び付けられたところです。ただし、ご指摘の<1104>は具体的な事業に繋がるに至らなかったんですね。

例えば授業の個別指導を強化する、といった様なところには至らなかったのですが、こちらの方で当時学校教育基本法による教育の推進というものを柱に据えたということで、そちらを推進していくことによって、全ての子どもに格差なく教育を提供することになって、相対的貧困を防ぐ一つの施策になる。ということでご議論頂いた結果としてこういった形になっているという事でございます。

こちらについては今これ以上の説明がなかなか難しいので、また引き続きこちらと前回の部分なんかを整理しまして、追って資料ご提供させていただきます。簡単にまとめますと、

相対的貧困と絶対的貧困というのがあり、その上で相対的貧困というものを解消していくという視点に立っているということなので、ヤングケアラーが何件繋がったから貧困が何件防げた、という指標の形式になってないというところがございます。

【事務局：地下】

ヤングケアラーの方がどれぐらいいるのかというところに関しては福祉政策課さんの方でこのヤングケアラーの支援制度を作るにあたって、実態調査というものを行っていただいたので、報告をお願いします。

【松田委員】

福祉政策課の松田でございます。

令和4年度にヤングケアラーの実態調査を行いまして、市内の公立小学校の6年生と、公立の中学校で1年生から3年生までの児童生徒を対象に実施しました。

対象者数は5695人、そのうちの約半数の53.3%の方にご回答いただきました。その中で、ご回答いただいた方の約7.2%にあたる218人のお子さんから家庭の中にお世話を必要としている人がいる、というような回答がありまして、やはり日野市の中でも一定数ヤングケアラーの可能性のあるお子さんもいらっしゃるなというふうに把握をしたところです。

先ほどセーフティネットコールセンター長からもお話がありました通り、ヤングケアラーというのは、お手伝いの範囲を超えて家庭の中のケアの必要な方のお世話や家事をやらざるを得なくなってしまっていて、本来子どもとして当然受けられる権利、学んだり、遊んだり、自分の時間を自由に使ったり、というところができなくなってしまい、それが将来の学びであったり、健やかな成長に影響をもたらすということで、そこは何らかの形で支援をしていかなければいけないということで検討した結果、今回の令和6年度からの事業実施に至ったというようなことでございます。

【事務局：地下】

現在ヤングケアラーとして把握されているお子さんで、実際この事業が始まってどれぐらいの数が救えているかというところについては、調査時の子どもたちが卒業している等もあるので完全にリンクはしないかもしれないですが、実際どれぐらいの数がいて、その中で支援状況がこれくらいというような形で今進捗状況の方を説明いただいているところです。

また先ほどおっしゃられた実際の事例についての具体的などころに関しては、個人情報の関係もありますのでこちらでの報告は難しいですが、ヤングケアラーコーディネーターの方と主管課の方では、具体的なケース会議をした上でどのように支援をしていくのか、方針等も兼ねて進めているというふうになっております。

【和田委員】

ありがとうございます。

先ほど二つ申し上げた中の一つ目。例えば困窮層の生徒が授業がわからないという事ですが、学校ではそういう子を含めすべての子どもたちを見てるので、そういう貧困がある生徒

に対して集中して見るというのは限界があります。その為学校で出てきたそういう課題を他の何かで補っていくってというような形ができると、多分すごくいいんじゃないかなという風に思います。当然個別最適な勉強の仕方っていうのは、できる子はできるなり、できない子はできないなりという事なので、差がついてしまうという考え方になります。やはりそういった貧困の部分の救うには、学校だけではなく何かこういった場で話をして対策を立てていくということがとても大事だと思いますし、それからある程度学校でもこの子はヤングケアラーだっていうのがわかりますが、学校だけではそれに対して対応ってことは難しいので、それを皆さんにお伝えし、対策を立てて一緒に対応していただけるといいかなと、そういうような話だといいと思います。しかし先ほどのものだと学校だけでやるみたいになっていて、それは難しいかなというのがあります。

以上です。

【事務局：簗野】

ありがとうございました。

ご質問の意図は非常にわかりました。ただ一つ明確にしたいのはですね、この<1104>というところも含めて学校に全てこれをお預けして、この部分をしっかりやらないと貧困に繋がるということでは全くなく、相対的貧困というものの解消をするためのひとつの要素としての位置づけをさせていただいております。

それと例えヤングケアラーが貧困に繋がり、連鎖をしていきやすい、その可能性が強いということの中で、学校で新たなものやっってくださいということではなくて、福祉政策課はじめ市の方でもヤングケアラーコーディネーターというものを今配置をしています。学校も一つのアンテナの場所ですし、他もそういうアンテナの場所なので、福祉分野もアウトリーチ等していくとそれが浮かび上がってきます。

総意でしっかり横の繋がり、連携をしてそういうコーディネーターに繋ぐ、官民共同してそれを発見し、関係機関に繋げて見守っていく、また支援していくということの連携の中で対処をしていくということですね。その一つが、学校教育の勉強の部分ですし、おそらく困窮層で学校の授業がわからないという傾向が強いというのは、家に行く勉強機がなかったり、そもそも勉強に向かうような環境がなかったりという部分もあります。

そこは生活福祉部分で経済的なバックアップとしてコーディネートしていきますし、学校の勉強ともちゃんとリンクをさせていくという中での、学校教育の位置づけということをご理解いただければと思います。再度にはなりますが学校の現場だけに全てを依存してるということでは全くございませんので、その点をご理解いただければと思います。

ただ、学校の教育というのは一つの大事な要素でありまして、一つの大きな柱であることは間違いありませんのでご理解いただければと思います。

引き続きよろしく願いいたします。

【福田委員長】

ご質問ありがとうございました。また和田委員からのご意見・ご提言も今後の議論に取り入

れて、よりよい対策の意味ある実施ということに努めてまいりたいと思います。
時間のこともありますので、続いて次第の4に進ませていただきたいと思います。
次第の4、第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針、子ども向けのリーフレット配布状況および改定についてに進みたいと思います。
それでは事務局説明の方お願いいたします。

次第4：「第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」 子ども向けリーフレット配布状況および改訂について（報告・協議）

- 資料 4-1 子ども向けリーフレット配布状況及び改訂について
- 資料 4-2① 子ども向けリーフレット第2版（小学生向け）
- 資料 4-2② 子ども向けリーフレット第2版（中学生向け）
- 資料 4-2③ 子ども向けリーフレット第2版（高校生世代向け）

【事務局：青木】

事務局の青木です。

次第4「第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」子ども向けリーフレット配布状況について報告いたします。

資料は4-1、4-2①～③をご用意ください。

まず、令和6年2月20日に開催いたしました前回委員会以降の動きについてご説明いたします。

今年度5月に子供包括支援センター【みらいく】の開設に伴い、連絡先の変更のあった「子ども家庭支援センター」の連絡先を修正し、市内スーパー14店舗と、市内コンビニ10店舗について差し替えを行いました。

続いて、前回委員会の際にご紹介させていただきました追加依頼フォームについてですが、こちらも試験的にコンビニ10店舗に配架しました。

本日時点での申請はゼロとなっておりますので今後現地確認や改善等を進めていきます。

続いて今後の動きについて説明いたします

コンビニに配架するにあたり、ラックの形状によって手前の配布物に隠れて見えなくなってしまうたり、隙間から落ちてしまう事があるという事が分かりました。今後はラックの形状に合わせてクリアファイル等を加工したもので見やすい様に配置できるよう順次対応していきます。

また市内の配架店舗を随時増やしていきます。

特にコンビニはまだまだ店舗数もある上、目に触れる可能性も高い為今後注力していき

いと思います。

最後にこの後協議をさせていただきますが、改定後のリーフレットについて。

完成後印刷は来年度になりますが、順次差し替えを行い、並行して追加依頼フォームの設置も進めていきます。

少し駆け足になってしまいましたが、配布状況についての報告は以上とさせていただきます。続いてリーフレットの改訂についての協議に進みたいと思います。

今回リーフレットの改訂を行うのは、お手元の資料にもあります通り、子どもなんでも相談の開始や中高生世代スペースの設置、ヤングケアラーコーディネーターや子どもオンブズパーソン制度の開始等に伴い、内容を一部変更するものです。

現時点での改定案は、配布資料 4-2①～③となっております。

変更箇所について説明いたします。

まず小中高 3 種共通のところですが、表面の子ども条例のホームページ変更に伴う QR コード変更と Twitter のアイコンだったものを X に変更しております。

続いてはこちらも 3 種共通ですが裏面に、子どもなんでも相談、ヤングケアラーコーディネーター、子どもオンブズパーソンを掲載しております。

続いて小学生版のみ裏面にひのうちのキャラクターであるのっちを掲載しました。

最後に中、高生版の裏面に、みらいと内に 6 月よりオープンしました中高生世代スペースの案内の掲載と、ひとり親の教育支援金貸付を、ひとり親の学費等の貸付へ名称を変更すると共に、説明文をより分かりやすい様に変更しました。

以上が変更点となりまして、本委員会にて確認していただいた後、完成版を小中学生の GIGA 端末にて配信の予定です。

そして先ほど申し上げたように来年令和 7 年度に印刷、配布を予定しております。

以上の改定案の内容についてや配布場所、配布方法等、是非ご質問、ご意見、ご感想等を頂ければと思います。

よろしく願いいたします。

【福田委員長】

説明をいただきました、新しいリーフレット、改訂版のリーフレットの内容をご確認いただきまして、更なる改善点や修正点ご意見ですね、ご提言がありましたらぜひお聞かせいただきたいと思います。

少し時間をとりたいと思いますので、この中身を見ながら、体裁、そして内容、そしてまた配布の方法・方策に関しましてご意見ございますでしょうか。

【小田川副委員長】

リーフレットの改訂ありがとうございます。

本当に情報がたくさんありまして、興味を持って、何か目的を持って見るお子さんにとってはですね、様々な手がかりが得られるリーフレットになっているのではないかというふうに思いました。

配布の仕方があるんですけども、多くの子どもが自分の中で目に止められる場所ということで工夫をしてくださっていることがよくわかりました。先ほど和田委員から指摘がありました課題を非常に重要なことかなというふうに捉えておまして、やはり学校の先生方が、困難な中にあるお子さんたちを見つけるっていうところの一番の最先端にいらっしゃるのかなというふうに思うわけですけども、学校の先生方がこういった情報をご存知でいらっしゃるって、この子にはこの情報を届けたいと思ったときに、このリーフレットを活用できるような仕組みに現場がなっているのか、そういったところがお伺いできればと思うのですが今はどのような状況でしょうか。

【和田委員】

この資料に限らず、資料はとても多く、ありとあらゆる相談の窓口がありますので、基本的にそれがまとまっているような資料を渡しています。例えば夏休みに入る前に連絡先一覧。市の教育委員会からもまとまっている資料をもらっているんで、それを子どもたちにも見せております。また、今は紙であまり渡さないで、タブレットで子どもたちに周知することも多いです。

そのまま自宅でいつでも見れますし、保護者の方にもホーム&スクールというアプリにメール形式で配信しております。

他にもたくさんいろんな窓口あります。

学校自体でもいつでも相談できる仕組みとして、今日の授業がわかんなかったとか、今日友達とけんかしたとか何でもいいから入れてくださいねという Google フォームという、アンケート形式のものもあります。あとはよく言われているのですが、本人が何となくヤングケアラーみたいなことをやっていて、それに教員が気がつくのですが、本人が気が付いていないケース。

お母さんが大変だから手伝ってあげようという子どもも、感覚的には半分くらいそうかなというところ。それを今度他の機関、こども家庭センター支援とかに紹介するんですけど、一緒にやってあげたいと思っているので子ども自体が理解していないし、お母様の方からも、特に母子家庭の方が多いですけど、させていないと言われる事も多い。子どもにこういうものを渡しても中には理解していない子もいるので、その辺りも考慮したうえで学校の方から「大丈夫？」と声かけとかはしているというところでございます。

【小田川副委員長】

お話ありがとうございました。

特に困難な状況にあるお子さんっていうのは自分で情報を取っていくってことは難しいので、お母さんたちにしてもそうですが、メールで情報が来たとなっても多分ポチっとこうして開けて見るっていうことをしないということもあるかと思います。確実に情報を届けたい子にはやはり対人といいますか、やはりコミュニケーションの中できちっとこの人にはこれっていうのを届けるという、そういうことが大事なのかなと思います。

先生方がそのようにアプローチしてくださっているということですけども、その後です

よね、先生がお子さんにこれと言った後、やはり他の学校の外のメンバーと、学校の先生あるいはソーシャルワーカーさんがどう繋がってうまく導いていけるのか、その仕組みがうまく各地域でできていけるといいのかなって言うふうに思いました。

【福田委員長】

ご意見ご質問ございますでしょうか。

【平田委員】

私の孫はもう中学 2 年生なのですが、このリーフレット見たことある？ってこの前聞いたときに、知ってるよと言っていました。バスケットをしによく児童館に行くので、そこでみんなを見て、ひとりだともらいにくいけど何となくみんなでもらっていくという感じだったとのことでした。ご参考までに。

【福田委員長】

ありがとうございます。

内容に関しては新たな情報を加えて、できるだけアクセスしやすいように QR コードも整えてですね、掲示しているということだと思います。今後についてもコンビニのラック、一部配布物の陰に隠れてしまうというようなこの写真を見ますと、このパンフレットの背景にポスター用の少し大判のものを 1 枚掲示してるんですけども、その右上あたりに QR コードがあると、さっと QR コードをチェックすることができるのかなと思いました。QR コード自体が隠れちゃってるのは勿体ないなというふうに思いましたのでちょっとレイアウトの見直していいのかなとこれを読んだときには思いました。

またこのリーフレットに関しては、やはりデジタルでのデータを配布するっていうこともそうですけれどもやはりこれを紙で持っているっていうことの意味があると思いますので、手間はかかるかもしれませんが印刷した紙をそこに置いて取っていってもらおうということも継続して行っていただきたいというふうに思います。

またこの後ですねいろいろアイデア等ですね委員の方々からいただきたいと思いますので、セーフティネットコールセンターの方に随時またご意見ございましたら、今後の再改訂のところでご意見をいただきたいと思っておりますのでどうぞ委員の方々お願いいたします。

この使い勝手の良さとか悪さとか、見栄えであったりと、市民の方の意見をぜひ伺いたいと思いますので、お子さんや近くの方々からそういうような情報、ご意見がございましたらぜひお寄せいただきたいと思います。

それでは時間の限りもございますので次に進みたいと思います。

続きましては次第の 5「令和 6 年度職員研修等について（報告・協議）」に進みます。事務局、お願いいたします。

次第 5「令和 6 年度職員研修等について（報告・協議）」

資料 5-1

日野市子どもの貧困対策通信 Vol.1~2

資料 5-2

令和6年度子どもの貧困に関する職員研修（案）

【事務局：古城】

事務局 古城です。

次第5 令和6年度職員研修等についてご説明させていただきます。

セーフティネットコールセンターでは市の職員に対して、子どもの貧困に関する研修を毎年開催しております。

まず昨年度の研修以降の動きについてです。

昨年度の研修後のアンケートにて、研修の場以外にも子どもの貧困対策についての情報を知る場所が欲しい、といった趣旨のご意見を複数件いただきました。

それを受けまして今年度より開催いたしましたのが、日野市子どもの貧困対策通信となっております。

資料5-1をご覧ください。

現在 Vol.2 まで配信しております。

実際には庁内掲示板に掲載をしており、他にも資料や動画等を添付しているため、こちらの資料はあくまで一部という形にはなりますが、昨年度の研修を受けての動きとなりますので、この場をお借りしてご報告させていただきます。

また、子どもの貧困対策通信（仮）となっておりますのは、こちらの通信の名前について、現在ネーミングの募集を行っているためです。

現在までも多数のご応募をいただいております、もう少し案が集まりましたら決めていきたいと思っておりますので、本日何か案などございましたらぜひご提案いただけますと幸いです。

次に、今年度の研修についてです。

資料5-2をご覧ください。

こちらは今年度の研修の実施案になります。

昨年度、本推進委員会の中で「ヤングケアラーについて、職員研修に盛り込んだらどうか」といった旨のご意見をいただきました。

こちらのご意見を受けまして、ヤングケアラーをテーマに、ヤングケアラーの主管課である福祉政策課と合同実施の検討を進めております。

第1弾を職員全員を対象とした動画の研修、第2弾を各課1名ずつ集めまして集合型研修といった形で実施を検討しております。

開催時期については、第1弾の動画研修につきましては、こちら資料では7月末とありますが、福祉政策課より昨日、7/23より庁内掲示板に掲載を行って頂きまして、現在実施している状況です。

第2弾につきましては10月の28日に本委員会の副委員長も務めていらっしゃいます小田川先生も含め講師2名の先生をお呼びして開催の予定です。

裏面にお進みください。

研修内容についてです。

第1弾は動画研修として昨日より掲載しているものですが、まず全職員が視聴するものとして、東京都のスペシャルムービーという形で約6分の動画、もう一つは東京都が作成しておりますヤングケアラー支援マニュアルというものの編集動画全部30分のもので、

こちらを全職員に見ていただくものとして掲載しております。

また支援関係機関に所属する職員が、該当する分野の動画を視聴するものとして、支援機関別の6編です約10分ずつのものも掲載しております。

こちらに掲載の児童福祉関係機関ですとか、教育関係機関、生活福祉関係、障害福祉関係、高齢者福祉関係、保健医療関係といった6つの動画を掲載しております、それぞれの対応のケースですとか、事例ですとか、どういうふうに対応したといった、そういった事例が展開されている形です

第2弾についてです。

こちらの集合研修につきましては、約2時間を予定しております、まず最初に小田川先生の方より子どもの貧困とヤングケアラーがどういった関係であるのかですとか社会的な状況についてお話をいただきます。

その後、ヤングケアラーコーディネーターの浅野講師より、ヤングケアラーコーディネーターの役割ですとか、市内の実例ですとか、また、相談支援の際に市職員が配慮すべきことでしたりをご紹介します。

その後、再度小田川先生より、社会的養護の観点から保護されなかった方の子どもたちが、18歳になった以降にどのような困りごとを持つのかについてご講演いただきます。

その後ですね、5~6人の班にわかれましたグループディスカッションを行います。

事例検討を行って、浅野講師に講評いただく形を想定しております。

最後に小田川先生より総括をしていただき、質疑応答を経て終了とする形を想定しております。

今年度の研修は以上の組み立てで現在検討を進めております。

よりよい研修実施のため、この後委員の皆様からも何かご意見ありましたら頂戴できると幸いです。

こちらからは以上です。

【福田委員長】

説明ありがとうございました。

委員の方々からご意見ご質問ございますでしょうか。

令和6年度の職員の研修というところと、それから通信、広報を今発信しているということですがこの日野市の子どもの貧困対策通信に関してもご意見、ご提言等ですね、ありまし

たらお願いしたいと思います。

(質問無し)

研修担当として小田川先生一言お願いできますでしょうか？

【小田川副委員長】

例年職員研修を担当させていただいております。

少し前まではですね動画研修のみ、とりわけコロナの影響があってということでしたけれども、昨年からグループワークを交えて、あと事例も交えて、現場の方も一緒にいて、というふうなことでですね、大変良い内容になってきているなと思っております。

今回はですね、ヤングケアラーがテーマということで、やはりヤングケアラーはいるはずなんだけれども、先ほどお話あったようにご本人がよく自覚はしていない、また周りでもですねちょっとよくわからない部分があって、難しさがそのままになってしまっている子たちがいるんじゃないかということですね、その気づきをどうやって気づいて、サポートに繋げていくのかっていったことをですね、いろんな部署の方が学ぶことで、その取り組みが進んでいくのではないかなというふうに思っております。

今日は通信の第1号第2号を拝見して、面白い取り組みだなと思ったわけですがけれども、この通信を始めた理由としまして、庁内での情報共有ということがあったからというふうなご説明でありましたけれども、こういう通信があるということはですねやはりこどもの貧困について、常に考えていこうよというすごく啓発という意味で、かなりあの強力なツールになる、なり得るのではないかなというふうに思いました。これは庁内いろんな施策の情報共有だけではなくってですね市内いろんな担い手の皆さんがいろんな取り組みをされております。

なので、相当な情報を見やすくシンプルにお伝えするすごく良い媒体になっていけるのではないかなというふうに思っております。青木さん古城さんありがとうございます。

引き続きお願いいたします。

【福田委員長】

それではこの通信、それから研修に関しましても、また別途ですね、ご意見、ご提言ございましたらセーフティネットコールセンターの事務局の方までご意見を寄せていただきたいと思っております。

それでは次第の5は以上といたしまして、続いて最後次第の6その他に移ります連絡事項等ありましたらお願いいたします。

【和田委員】

大変くだらないことで恐縮ですが、いただいたこの資料の表記についてです。こちらは子どもの「子」が漢字で「ども」がひらがなですけれども、文部科学省関係は両方漢字表記です。前はひらがなだったのですが、それは子どもっぽいだったり人権的なものとか、東京都の方も教育の事業では子供と漢字に直しました。普通の文章の中でも漢字表記にしました。こちら会議の方では、更に「こども」と「こ」もひらがなだったりとかして、統一性が無いと感

じました。その辺りは文科省でも法律とかそういうものに関してはそのままになってい
ますけど、説明するときは全部漢字になおしております。もちろん熟語みたいなもので決まっ
たものに関しては変わらないと思いますが。

そのあたりの表記が市としてこう、という決まりがあればそのような認識で学校でも統一
していきますし、子どもの「ども」はひらがなで優しくというのがわかっていてやった方が
いいかなと私は思います。

【飯倉委員】

子育て課の飯倉です。

表記につきましては非常に様々なところで話題になっていることかと思うのですが、東京
教育委員会は「子供」と漢字が使われておりまして、文科省関係については、基本的に漢字
が使われているかと思っています。

様々な法律がございますが、その法律そのものの表記自体が現在バラバラです。

こども基本法は「こども」とすべてひらがなでやっておりますが、例えば子ども・子育て支
援法は「子」が漢字で「ども」がひらがなになっております。

おそらく一番多い表記が「子」が漢字で、「ども」がひらがなの表記かなと思います。

この辺りいろんな考え方もありましようし、いろんな歴史があるかと思いますが、率直に言
いますとそんなにこだわらなくていいのかなと思っております。

今回こども基本法ができたことによって、全てひらがなを使うという流れにもしかしたら
今後はなっていくのかなとは思いますが、それぞれの施策が集まって子どもについ
ていろいろ考えているところであります。日野市に関しましては、「子」が漢字で「ども」
がひらがなを割と多く使っており、おそらく最も基本になると思われる子ども条例があり
ますので、「子ども」という表記に従うのが現状最も適切なのかなと考えております。

もし今後そちらの方が改正されることがあれば、また変更することもあるかと思いま
すけれども、現状日野市では「子ども」を一般的には使っている。しかし教育委員会としては
根拠となる法律が違いますので、そちらに合わせていただいて「子供」と漢字で使ってい
ただく。これは現状入り混じってしまっていて、疑問に思う方もいらっしゃるかと思うん
ですが、そういった様々な経緯があつてのことというふうに考えておりますので、今改めて
いきなり統一しなければいけないというふうにやらずに、それぞれがそれぞれ基づいたもの
に応じながら、未来に向けて変わっていくのであれば、柔軟に変わっていけばいいのかな
というふうに思っております。

子育て課としてはそういうふうに認識をしているところです。

【事務局：簗野】

続きまして事務局です。

その点配慮が足りず、またご説明が足りなかったかということでちょっと反省もさせてい
ただいております。

とりわけ今委員の方から言われたご指摘のあった資料につきましては、これを追加資料と

すべきかすべきじゃないかということを事務局の中で議論し、いずれにしても子どもの貧困というものを真剣に考えている証拠として皆さんと共有がしたかったということでこの資料を出させていただきました。

確かに資料の中でも「子ども」の「子」が漢字であったり、こどもの貧困解消というところは全部ひらがなになっていたりだとか、あと最終的にはこどもの解消法になったんですけども、改正の提言の中では、こどもの貧困対策基本法という強めのものになっていたりとか、紛らわしい部分がございます。しかしその辺りの経緯等も含めて皆さんと共有したほうが良いということで、事務局としてはこちらの資料を出させていだいたというところがございます。

子どもの表記、子どもの概念については、子どもの貧困対策の中でも非常に関係する部分ではあると思いますが、今回についてはその点ではなく、経緯の報告、情報共有ということでこの資料を出させていだいたところです。

以上でございます。

失礼いたしました。

【事務局：青木】

事務局より今後の予定について報告いたします。

令和6年度第2回委員会は令和6年10月16日(月)10～12時に開催予定です。

会場は、本日と同様、防災情報センター 災害対策本部室となります。

開催通知については、改めて送付いたします。

続きまして庁内連絡会委員の皆さまへのご連絡となります。

8月ころを目途に、「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」の各課事業の令和6年度における第2回の進捗状況調査を実施予定です。

依頼については、庁内掲示板を通して行います。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

【福田委員長】

ありがとうございました。

予定の終了時刻を過ぎております。

以上を持ちまして令和6年度 第1回 日野市子どもの貧困対策推進委員会を閉会させていただきます。

本日はご多用のところご出席いただき、ありがとうございました。